



発行所  
三重県地方自治研究センター  
三重県津市栄町2丁目361番地  
(一助)三重県地方自治労働文化センター内  
TEL059-227-3298  
FAX059-227-3116  
http://www.mie-jichiken.jp/  
info@mie-jichiken.jp

はじめに

2015年11月5日は、日本でも暮らす同性愛者にとって、歴史的な日となった。それは、この日、全国各地で、東京都の渋谷区と世田谷区で、同性間のパートナーシップを公的に認める制度の運用が始まったからだ。時代が変わりつつあるという実感に、胸を躍らせた同性愛者も多かったのではないだろうか。

だが、多くの読者にとっては、そもそも同性愛とはどういうことなのか、なぜ一部の自治体で同性間のパートナーシップを公的に認めるようになったのか、そのことが一体何を意味するのか等々、どうもピンとこないというのが、正直なところかもしれない。

そこで本稿では、同性愛者などの性的少数者（セクシユアルマイノリティ）に関する基礎知識を先ず整理した上で、同性間のパートナーシップを公的に認める自治体があらわれてきた背景などを、紹介していきたい。

多様なセクシユアリテイ

さて、本稿をお読みの皆様は、男性であろうか、それとも女性であろうか。こうした問い掛けをされて、多くの皆さんは、特に迷いもなく自分は男だ、あるいは女だと答えるに違いない。

だが、そのように答える根拠は、いったいどこにあるのであろうか。本当に何の疑いもなしに、男だ女だと言い切れるのであろうか。実は性（セクシユアリテイ）は、それほど単純なものではないようだ。

身体の性

一般的にセクシユアリテイは、身体の性、心の性（性自認）、そして性的指向という、3つの点から説明される。

身体の性というのは、文字通り、生まれつきの身体的な形質のことだ。生まれてきた赤ん坊が男の子なのか女の子なのか、今は胎内にいる時から判断できるが、昔は生まれた時のいわゆる外性器の形を見て判断されていた。この身体的な形質こそが、身体の性だ。

遺伝子的には、性染色体がXYか、Xか、ということになる。

心の性（性自認）

これに対して心の性とは、性自認とも言われ、自身を男として認識しているか、それとも女として認識しているのか、という自認の問題である。

性自認は一般に、自我の芽生えと共に現れてくる。多くの人の場合、

身体の性と同じ性を自認するようになるわけだが、中には、身体の性とは異なる性を自然と自認するようになる人や、男女いずれかの性という枠組に収まらない性自認を持つ人、性自認のはっきりしない人もいる。

このような、生まれたときの身体の性にとらわれない性自認を持つ人のことを、トランスジェンダーという。トランスとは「他の側へ」「超越して」などを意味する接頭辞であるので、性役割（ジェンダー）を超えている人といった語義になろう。

ただ、一口にトランスジェンダーと言っても、その状況は様々ではない。

男らしさ女らしさといった性役割を求められることに対してなんとなく違和感があるといった程度の人から、身体の性とは異なる性の装いを身につけたい・身につけているというトランスヴェスタイトの人や、さらには、自身の性器の切除や形成（いわゆる性転換手術）をするなどして身体の性を性自認に適合させていかなければ身体の性に対する違和感を取り除くことはできないという人まで様々だ。

性同一性障害

こうしたトランスジェンダーの中でも、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別である」との持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する「状態を、性

同一性障害 (G I D) という。

北海道文教大の池田官司教授らのグループの調査によると、性同一性障害の人は、約2,800人に1人と推計できるそうだ。これを日本の総人口に当てはめると、日本国内には、約46,000人の性同一性障害の人がいる計算になる。

この性同一性障害の人については、法的には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づき、一定の要件を満たせば、戸籍上の性別の取扱いを本人の性自認に合わせて変更することができることが定められている。

なお、性同一性障害という言い方は医学的な病名であるため、当事者の中にはこの呼称の使用を避け、自分たちの生き方にプライドを持ってより広義の概念であるトランスジェンダーという言い方を積極的に用いている人も多いようだ。

**性的指向と同性愛・両性愛**

この性同一性障害者ないしはトランスジェンダーと、しばしば混同されているのが同性愛者だ。

同性愛というのは、性的指向という、セクシュアリティを説明する3つ目の点と関係がある。性的指向とは、恋愛や性愛の対象となる相手の性的ことである。

多くの人は、いわゆる思春期を迎える頃になると、わけもなく異性にときめいたりドキドキを感じたりするようになる。このときめきやドキドキの対象のことを、性的指向と言

うわけだ。

多くの人は、異性にときめいたりドキドキを感じたりするようになるわけだが、中には、同性に対してときめきやドキドキを感じたり、異性にも同性にもときめきやドキドキを感じるようになる人もいる。

このように、同性に対して性的指向が向くことを同性愛 (ホモセクシユアル)、異性にも同性にも性的指向が向くことを両性愛 (バイセクシユアル) という。

だが、いったいなぜそうなるのだろうか。この問いに対する答えとして、これまで様々な答えが唱えられてきたが、いまだに定説と言えるような明確な答えはない。

性的指向が異性に向いている多くの人が、なぜわけもなくときめくようになるのか、なぜドキドキするのか、といった問いに対して、なぜその人なのかとは説明できても、なぜ異性なのかということとは、当たり前すぎて物心ついたときには自然とそうなるようになっていたとしか答えようがないように、性的指向が同性に向く人たちもまた、なぜという理由など分からぬままに、物心ついたときには自然とそうなるのである。

**オネエタレントをめぐる誤解**

昨今、テレビの世界では、いわゆるオネエタレントが花盛りだ。だが、このオネエとはいったい何なのであろうか。

ここまで読んでこられた読者の

方々の中には、すでにお気づきの方もいるだろう。

そう、オネエタレントと言われている方たちの中には、はるな愛さんのように男性の身体で産まれてきたが女性としての性自認をもっているトランスジェンダーの方や、お笑い芸人であり俳優の前田健さんのように男性としての性自認をもつ男性へへの性的指向をもつ同性愛者の方、マッコデラックスさんのように男性への性的指向をもつ男性でありかつ女装家でもある方など、様々なセクシユアリティの方が含まれている。オネエタレントと言われる方たちもっているトランスジェンダーというわけでもなければ、全員が男性という性自認を持ちつつ男性に性的指向をもつ男性同性愛者 (ゲイ) というわけでもないのである。

**セクシユアルマイノリティ**

さて、ここまで見てきて明らかに変わったように、世の中には多様なセクシユアリティのあり方がある。

男性として生まれ男性としての性自認を持ち女性に対して性的指向をもつ、あるいは女性として生まれ女性としての性自認を持ち男性に対して性的指向をもつ、というあり方が多数派ではあるが、これらとは性自認や性的指向のあり方が異なる少数派 (マイノリティ) もまた、一定数存在しているわけだ。

このような性のあり方におけるマイノリティのことを、セクシユアル

マイノリティ (性的少数者) と言う。

最近では、このセクシユアルマイノリティのうち、レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ、バイセクシユアル、トランスジェンダーを、その頭文字を合わせてLGBTと呼び、マスメディアの特集番組や記事などで取り上げられることも増えている。

ところで、いったいセクシユアルマイノリティは、どのくらいの人数がいるものなのであろうか。

しばしば参考にされるのが、株式会社電通におけるダイバーシティ (多様性) 課題対応専門組織「電通ダイバーシティ・ラボ」が、2015年4月に全国で約7万人を対象に行った調査だ。

この調査によると、日本の人口のうち7.6%は、LGBTなどのセクシユアルマイノリティであるという。

セクシユアリティを「身体の性別」「心の性別」(自分は男だ、女だという性自認)、「好きになる相手・恋愛対象の相手の性別」の3つの組み合わせで分類したところ、「異性愛者で、身体と心の性別が一致している人」との答えにならなかった人が7.6%だったというのだ。

この調査でわかるのは男女の性別二元制や異性愛規範に違和感のある人の総和に過ぎず、必ずしもその全てがLGBTではないのではないかと指摘もある。

だが、人口の7.6%、日本人のおよそ13人に1人がセクシユアルマイノリティであるという数字は、な



かなかにインパクトがある。生徒40人のクラスであれば、その中に3人くらいはセクシュアルマイノリティの生徒がいるというわけだ。

### 同性愛者をめぐる状況

人口の7.6%、およそ1,000万人弱がセクシュアルマイノリティだというのは、膨大な数字だ。

だが、実際に知り合いにセクシュアルマイノリティの人がいるという人や、セクシュアルマイノリティの人と会話をした覚えがあるという人は、少ないのではないだろうか。どこか遠いテレビの中の世界だけのことだと思いついてしまっているのではないだろうか。

では、なぜ目につかないのであろうか。それは、実際には多くのセクシュアルマイノリティが、自らのセクシュアリティをオープンにせず暮らしているからに他ならない。オープンにすることで、様々な不利な扱いを受けることを、当事者たちが懸念しているからであろう。

以下では、セクシュアルマイノリティの中でも、本稿の冒頭でも取り上げた同性間のパートナーシップと関係のある同性愛者に絞って、話を進めていきたい。

### 同性愛者に対する世間の目

広島修道大学の河口和也教授らの研究チームが2015年3月に実施し、同年11月に発表した「性的マイ

ノリティについての全国調査」の分析結果によると、同性愛は社会的には認知されつつはあるものの、それは身近な人ではないことなどが条件となっており、自分の子どもが同性愛者だった場合に「嫌だ」と答えた人は「どちらかといえば」も含めて回答者の72%、同様にきょうだいの場合では67%に上ったという。

また、同調査によれば、職場の同僚が同性愛者だった場合、40代の男性管理職では、「嫌だ」と答えた人が7割以上にも上ったという。

### 同性愛者の直面する問題

多くの当事者は、こうした調査の存在は知らずとも、こうした空気は身をもって感じているであろう。

同性愛者であることが露見すれば、家族との人間関係が壊れ家庭内でも孤立するかもしれない、友人知人が離れていってしまうかもしれない、職場で働きづらくなるかもしれない。

現実にもこうした懸念があり、それは、この調査結果に見るように残念ながら必ずしも杞憂とは言えないからこそ、多くの同性愛者は、自らのセクシュアリティを積極的にカムイングアウトすることなく、クローゼットな状態にしているのである。

いわば、自己防衛のために殻にこもっている状態ともいえるが、そうした状態は、精神衛生上も、決して好ましいことではない。宝塚大学看護学部の日高庸晴教授

の研究によると、異性愛者を装う心理的葛藤が強い者ほど、抑うつや不安、孤独感の強さや自尊心の低さなど、メンタルヘル스에不調があることがわかっており、「異性愛者ではない男性」の自殺念慮率は、異性愛者の約6倍にも上るといえる。

年間3万人近い自殺者を出してしまっている社会において、こうした自殺のハイリスク層とも言える人々のセルフエスティーム（自己肯定感）を高めていく施策の検討は、重要な課題であると言えるだろう。

### 同性愛者に関する判決

では、これまで、同性愛者に対しては、国からはどのような考え方が示されてきたのであろうか。

すでに四半世紀も前の話であるが、1990年、東京都の公共宿泊施設「府中青年の家」で、以下のよ

うな出来事が起きた。この施設に宿泊していた同性愛者の団体が、宿泊当夜の宿泊団体間の団体紹介の席で、同性愛者の人権団体である旨を述べたところ、その後、廊下等で他の宿泊者からすれ違

う際に「ホモ」呼ばわりされるなどの嫌がらせを受けたため、施設の管理者であった東京都教育委員会に対して、その改善を求めたという出来事である。東京都教育委員会は、青年の家では性行為等を防ぐため男女別室ルームを設けているが、同性愛者は男女別室でも同性間で性行為を行ってしま

以降の利用を拒否することにした。これに対して同団体は、同性愛者であっても他の都民と同様に施設が利用できるのではないかという考えを提訴した。いわゆる府中青年の家事件である。

この訴訟は、1997年の9月に結審したが、その判決の中で、東京高等裁判所は以下のように述べている。

「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うに於いて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」

性的指向による差別は、女性差別や人種差別などと同様、知識がなかったでは許されない問題であるとの司法の判断が示されたわけである。

### 同性愛者に関する国の取組み

司法の判断だけではなく、行政における取組みも始まっている。今日では、法務省も、「性的指向

を理由とする偏見・差別」をなくすことを人権課題の1つとしてとらえている。

同省が2015年の通常国会に提出した『平成26年度 人権教育及び人権啓発施策』においても、「性的指向を理由とする差別をなくそう」との文言が、同年度に法務省の人権擁護機関の年間強調事項の1つとして取り組んできたこととして掲げられている。

具体的には、啓発冊子の配布等のほか、性的指向をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を作成し、法務局・地方法務局において貸し出ししたりYouTube法務省チャンネルで配信したりするなどの啓発活動が実施されている。



また、文部科学省においても、教職員自身が性同一性障害や性的マイノリティ全般についての心ない言動を慎むことなどを含む、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援や、性的マイノリティとされる児童生徒に対する相談体制等の充実などを求める通知を、2015年4月に出している。

### なぜ同性パートナーの公認なのか

だが、こうした国の取組みによっても、同性愛者をめぐる世間の目や同性愛者が直面する問題は、前述したように、依然として厳しいものがあり、大きく改善されているとは言えない。

その原因の1つとして、これまで国の取組みが、基本的には法的な制度を整えるものではなく、あくまでも対処法的な取組みにとどまっていることも指摘できよう。

LGBTのうち、T(トランスジェンダー)については、極めて限定的で不十分ではあるものの、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に基づき、当事者の性自認を尊重し、本人が望む性で暮らせるよう戸籍上の性を変え得る制度が整えられている。

これに対して、LGBTのLG(同性愛者)やB(両性愛者)に関して定められた法律は、これまでのところ一切ない。

物心ついたときに自然と同性に対してときめいたりドキドキを感じたりするようになった人は、たとえ運命を見つづけることができて、そのパートナーシップを保障するような婚姻に準ずるような制度の恩恵を、一切受けられない。

例えば、パートナーと共に暮らすために部屋を借りたいという時、夫婦であればそれは容易であろうが、

同性間のパートナーでは不動産屋で断られやすい。

例えば、パートナーが病に倒れた時、夫婦であれば親族以外面会謝絶といった状況でも、最期まで立ち会うことができるが、同性間のパートナーではそれも難しい。

例えば、パートナーが亡くなってしまった時、夫婦であれば遺産を相続し生活を維持する算段もできるが、同性間のパートナーではそれすら難しい。

国がいくら差別の解消を訴えていても、その国の法制度自体が差別的なままでは、同性愛者の直面する問題の改善は難しいのである。

ここまでお読みいただくと、なぜ渋谷区や世田谷区で同性間のパートナーシップを公的に認める制度の運用が始まったかが、少しは理解いただけるのではないだろうか。

不動産を借りたり、最愛の人の死に目に立ち会えたりといった同性愛者と同等の権利を、同性愛者に対してもそのパートナーシップを公的に保証することで保障していこうという仕掛けなのである。

府中青年の家事件における東京高裁の判決に見られる「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護すること」との要請に答え、自治体が国に先駆けて動いた、公害対策や情報公開などへの取組みの時と同様の動きであると言えるだろう。

### おわりに

ここ三重県では、2016年に伊勢志摩サミット(主要国首脳会議)が開催される。

首相官邸によると、サミットは、「基本的価値観を共有する首脳」が意見交換を行う場であるという。

サミット参加国のうち、カナダ・フランス・イギリス・アメリカの4か国では同性婚が認められ、異性間の婚姻と同等の権利が認められており、ドイツでも、同性カップルに夫婦に準じる権利を認めるライフパートナーシップ法が定められている。

また、イタリアでも、まだ成立はしていないものの「シビルユニオン法」が国会で審議されており、同性カップルに婚姻あるいはその他の公式なパートナー関係を認めてこなかったことは欧州人権条約に違反する人権侵害にあたるとの2015年7月の欧州人権裁判所の判決を受けて変化の兆しが見られる。

これに対して制度の導入に向けた動きすら乏しい日本は、果たして、他のサミット参加国から、基本的な価値観を共有する国として受け止めて貰えるのであろうか。

2020年のオリンピック開催地である東京都では、渋谷区や世田谷区で、新たな取組みが始まった。ここ三重県でも、世界が注目するイベントであるサミットを契機に、こうした取組みにも目が向けられるようになることを、願ってやまない。